

生活に困窮する外国人に対する生活保護法の準用に関する事務取扱要綱

制 定 平成 27 年 8 月 28 日 健生支第 1163 号

(趣旨)

第 1 条 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知。以下、「外国人保護に関する通知」という。)に基づき、生活に困窮する外国人に対する保護の措置については、関係法令等に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(措置の取扱い)

第 2 条 実施機関は、生活に困窮する外国人に対し、外国人保護に関する通知に基づく保護(以下、「通知に基づく保護」という。)を行う場合は、日本国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じ、保護の措置を行うものとする。

(適用対象者及び照会)

第 3 条 通知に基づく保護の対象者及び照会は、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)のうち、「外国人保護の適用対象と実施責任」の問答の示すところとする。

2 前項における照会は、各区福祉保健センター長が健康福祉局長へ行い、健康福祉局長はその者の準用の可否について、厚生労働省に照会を行うものとする。

(実施機関等)

第 4 条 通知に基づく保護は、入管法に基づく在留カード又は「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成 3 年法律第 71 号)に基づく特別永住者証に記載された住居地(以下、「住居地」という。)を管轄する福祉保健センター長が実施することを基準とし、それにより難いときは次の各号に定めるところとする。

- (1) 保護の申請者又はその世帯員が急迫した状況にあるために、前項によることができない場合については、生活保護法(以下、「法」という。)第 19 条第 2 項に定める各区福祉保健センター長が実施する。
- (2) 横浜市内における住居地と居住地が異なる場合は、居住地又は現在地を管轄する各区福祉保健センター長が実施する。
- (3) その他、配偶者による暴力被害により一時保護施設に入所中の者、日本人を含む世帯で住居地と居住地が一致していない者については、別に定める。

(承諾書の徴取)

第 5 条 実施機関は、生活に困窮する外国人から、法に基づく保護の申請の意思があった場合は、通知に基づく保護の取扱いとなることを説明する。

2 実施機関は、生活に困窮する外国人から、通知に基づく保護の申請を受理する場合は、前項

の取扱いについて確認した旨の承諾書を徴取する。

- 3 実施機関は、生活に困窮する外国人と生計を一にする日本国民が存在し、当該日本国民から法に基づく保護の申請を受理し、同一世帯と認定する場合であっても、当該外国人に対しては、通知に基づく保護を適用することを説明し、承諾書を徴取する。

(不服申立ての教示)

第6条 実施機関は、生活に困窮する外国人に対して通知に基づく保護を実施する場合、法に基づき不服申立てをすることができる旨等の教示はしないものとする。ただし、生活に困窮する外国人を同一世帯と認定する日本国民が存在し、当該日本国民に対し法に基づく保護を適用する場合には、当該日本国民に対し教示をするものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事務の取扱いに関し必要な事項及び様式類は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。